

補助対象経費と補助対象外経費について

区分	対象となるもの	対象外となるもの
食材費	<ul style="list-style-type: none"> 提供した料理の食材の購入にかかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> スタッフ用の飲食にかかるもの 献立にない食材 プレゼント用のお菓子
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨て食器（お箸、スプーン、フォーク、お皿など）、お弁当箱など食材提供の際に必要なもの 感染症や食中毒対策に必要な衛生品（ゴム・ビニール手袋、消毒用アルコール、漂白剤、ウェットティッシュなど） 食器洗浄品（洗剤、スポンジ、たわし、ふきんなど） 調理や配付に使用する袋類（レジ用袋の購入はなるべく控えてください。） 	<ul style="list-style-type: none"> 調理器具（※その性質形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもの） チラシ印刷代、コピー代 食器用洗剤以外の洗剤 プレゼント用のおもちゃ
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料機材の賃借料及びスタッフが使用する駐車場使用料 事業実施に要する光熱水費（ガス、電気、水道使用料） 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送料や配送料、通信料 振込手数料 個人宅で使用した光熱水費、個人使用と明確に区別できない光熱水費
その他	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に関する保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 事業と関係のない保険契約料

※前回開催日翌日から今回開催日までのものを、提出して下さい。

開催日とレシート・領収書の日付に整合性がないものについては、認められません。

レシートの購入内容について問い合わせさせていただく場合があります。

こども食堂開催に使用したと判断できないものは、補助対象外とさせていただきます。

ご不明な点があれば、事前にお問合せ下さい。